

3.品質管理基準

品質管理基準

目 次

第 1 章	品質管理	
1-1	品質管理の目的	3-1
1-2	品質管理基準	3-1
1-3	品質管理の報告	3-1
第 2 章	品質管理基準	3-2

第 1 章 品質管理

1-1 品質管理の目的

品質管理は、設計図書で要求されている工事目的構造物等の品質を適正かつより経済的に確保することを目的とする。

1-2 品質管理基準

1. 材料等の品質管理基準は、第 2 章品質管理基準に示すが、築造物に関する品質管理基準は、「土木工事共通仕様書」に準じる。
2. 路床及び路体における現場密度試験については、マンホール間に 1 回、若しくは土木工事共通仕様書に準じるものとし、規格値は最大乾燥密度の 90%以上（1 回の試験につき 3 孔の最低値）とする。

1-3 品質管理報告

品質管理報告については、必要に応じてその記録を整理し、品質管理報告書を作成のうえ、監督員に提出すること。

第2章 品質管理基準

次項から管理基準を示す。

工種	種別	管理区分	管理項目	試験方法	規格値	管理基準	摘要												
管敷設工	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さや水密性、耐久性に悪影響を及ぼす恐れがあつてはならない。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れが無いこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に正円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真つすぐ</td> <td>実用上、真つすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さや水密性、耐久性に悪影響を及ぼす恐れがあつてはならない。	割れ	割れが無いこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に正円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法及び性能については(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。			
			検査項目	判定基準															
有害な傷	管の強さや水密性、耐久性に悪影響を及ぼす恐れがあつてはならない。																		
割れ	割れが無いこと。																		
管の断面形状	管の断面は、実用的に正円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																		
実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。																		
性能																			
管敷設工	下水道用硬質塩化ビニル管	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さや水密性、耐久性に悪影響を及ぼす恐れがあつてはならない。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸が無いこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れが無いこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に正円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真つすぐ</td> <td>実用上、真つすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さや水密性、耐久性に悪影響を及ぼす恐れがあつてはならない。	滑らかさ	明らかな凹凸が無いこと。	割れ	割れが無いこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に正円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法及び性能については(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			検査項目	判定基準															
有害な傷	管の強さや水密性、耐久性に悪影響を及ぼす恐れがあつてはならない。																		
滑らかさ	明らかな凹凸が無いこと。																		
割れ	割れが無いこと。																		
管の断面形状	管の断面は、実用的に正円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																		
実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。																		
性能																			

工種	種別	管理区分	管理項目	試験方法	規格値	管理基準	摘要
管 敷 設 工	下水道用鉄筋コンクリート管	必須	外観	目視による。	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準	(1) 外観検査は、全数に行う。 (2) 形状・寸法、外圧強さ及び水密性は、(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			形状・寸法 (カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-1 の規定による。			
			外圧強さ		検査項目	判定基準	
			水密性		管軸方向のひび割れ	管体コンクリートにひび割れのないこと。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面に発生するひび割れは差し支えない。	
					管断面の欠損	管端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。	
					外表面のあばた等	外表面の5%以上にあばた又は骨材の露出が無いこと。	
	下水道用強化プラスチック複合管	必須	外観	目視による。	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準	(1) 外観検査は、全数に行う。 (2) 形状・寸法、外圧強さ、水密性、浸せき試験は、(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			形状・寸法	JSWAS K-2 の規定による。			
			外圧強さ		検査項目	判定基準	
			水密性		有害な傷	管の強度、水密性、耐久性等に悪影響を与える恐れがなければならぬ。	
			浸せき		滑らかさ	明らか凹凸が無いこと。	
					管の断面形状	両端面は、管軸に対して、実用上支障のない角度であり、断面は、実用上支障のない真円であること。	
					実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	

工種	種別	管理区分	管理項目	試験方法	規格値	管理基準	摘要
管敷設工	下水道用タクトイル 鋳鉄管	必須	原管	JSWAS G-1 の規定による。	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準 検査項目 判定基準 クラック クラックが無いこと。 湯境 湯境が無いこと。 鑄巣 手直しの範囲を超えるものは不可とする。 有害なひび割れが無いこと。 モルタルライニング 管の受口内面にモルタルが付着していないこと。 塗装 表面は、実用的に滑らかであること。 異物の混入、塗りむら等が無く、均一な塗膜であること。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、外圧強さ及び水密性は(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			内装				
管推進工	下水道用小口径推進工法用鉄筋コンクリート管 ・下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	必須	外観	目視による。	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準 検査項目 判定基準 管軸方向のひび割れ 管体コンクリートにひび割れが無いこと。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面に発生するひび割れは差し支えない。 管断面の欠損 管端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。 外表面のあばた等 外表面の5%以上にあばた又は骨材の露出が無いこと。 カラーの変形 継手の水密性に悪い影響を与える恐れのある変形が無いこと。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、外圧強さ、は(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			形状・寸法 (カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-2 または A-6 の規定による。			
			外圧強さ				

工種	種別	管理区分	管理項目	試験方法	規格値	管理基準	摘要										
マンホール設置工	下水道用塩化ビニル製小型マンホール	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸が無いこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れが無いこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれが無いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸が無いこと。	割れ	割れが無いこと。	ねじれ	著しいねじれが無いこと。	(1) 外観検査は、全数に行つて行う。 (2) 形状・寸法及び性能については(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			検査項目	判定基準													
有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)																
滑らかさ	明らかな凹凸が無いこと。																
割れ	割れが無いこと。																
ねじれ	著しいねじれが無いこと。																
性能試験	JSWAS K-9 または K-17 の規定による。																
マンホール設置工	組立マンホール	必須	外観	目視による。	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 (2) 検査項目及び判定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>端面は、その面積の 3%以上が欠損してないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>端面は、平滑であり、部材の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。	滑らかさ	粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	端面は、その面積の 3%以上が欠損してないこと。	端面の形状	端面は、平滑であり、部材の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。	(1) 外観検査は、全数に行つて行う。 (2) 形状・寸法及び性能については(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			検査項目	判定基準													
有害な傷	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。																
滑らかさ	粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。																
端面の欠損	端面は、その面積の 3%以上が欠損してないこと。																
端面の形状	端面は、平滑であり、部材の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。																
形状・寸法	JSWAS A-11 の規定による。																
			軸方向耐圧強さ														
			側方曲げ強さ														
			水密性														
			性能														

工種	種別	管理区分	管理項目	試験方法	規格値	管理基準	摘要
マンホール設置工	下水道用鑄鉄製マンホール蓋	必須	外観・形状	目視による。	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 有害な傷が無く、外観がよいこと。	(1) 外観検査は、全数に行う。 (2) 形状・寸法及び性能については、(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			寸法・構造	JSWAS G-4の規定による。			
			材質試験				
			荷重たわみ試験				
			性能試験				
ます設置工	下水道用鑄鉄製防護蓋	必須	外観・形状	目視による。	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 有害な傷が無く、外観がよいこと。	(1) 外観検査は、全数に行う。 (2) 形状・寸法及び性能については、(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			寸法・構造	JSWAS G-3の規定による。			
			材質試験				
			荷重たわみ試験				
			性能試験				

工種	ます設置工		種別	下水道用硬質塩化ビニル製ます		管理区分	必須		管理項目	外観 形状・寸法	試験方法	目視による。 JSWAS K-8 の規定による。		規格値	<p>(外観検査)</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸が無いこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れが無いこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれが無いこと</td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸が無いこと。	割れ	割れが無いこと。	ねじれ	著しいねじれが無いこと	管理基準	(1) 外観検査は、全数についで行う。 (2) 形状・寸法及び性能については(社)日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		摘要	
検査項目	判定基準																														
有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)																														
滑らかさ	明らかな凹凸が無いこと。																														
割れ	割れが無いこと。																														
ねじれ	著しいねじれが無いこと																														